

## 公募要領説明書

### 1 企画競争に付する事項

- (1) 業務名 大島商船高専練習船大島丸代船建造基本設計業務
- (2) 業務内容 別紙業務概要書のとおり
- (3) 履行期限 令和3年4月27日(火)

### 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において令和2年度において「役務の提供」のA・B・C又はD等級の認定を受けている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 300トン以上の練習船・研究船・探査船の設計実績を有するものであること。
- (5) 経営状況が健全であること。
- (6) 不正又は不誠実な行爲がないこと。

不正又は不誠実な行爲とは、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等において、契約の履行が不適切な状態が発生し、現に継続している事例をいう。

なお、「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行爲の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
  - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
  - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
  - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
  - (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
- (8) 文部科学省又は独立行政法人国立高等専門学校機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 誓約書（別添1）の提出が可能であること。

### 3 担当部局

〒742-2193 山口県大島郡周防大島町大字小松1091-1  
大島商船高等専門学校総務課施設係  
電話番号 0820-74-5465  
e-mail shisetsu@oshima-k.ac.jp

### 4 企画提案書の提出期限、場所及び方法等

#### (1) 企画提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和3年3月3日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- ④ 提出書類の内容
  - ア 企画提案申請書（別記様式1） 1部
  - イ 概算見積書 1部
  - ウ 企画提案書（別記様式2） 各8部
    - 1) 提案船舶の教育・研究性能
    - 2) 航行性能
    - 3) 環境に配慮した設計及び提案
    - 4) 省エネルギー、その他経費節減

5) 災害支援等能力

- エ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別記様式3） 各認定の写し 8部
- オ 練習船・研究船・探査船設計実績（300トン以上）一覧（別記様式4） 8部
- カ 会社の保有技術者一覧（別記様式5） 8部
- キ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し 1部
- ク 誓約書の提出について（別記様式6） 1部

5 企画提案書を選定するための評価基準

(1) 提案船舶の教育・研究性能

- ① 居住環境
- ② 実習・調査研究環境
- ③ 実習・調査研究効率
- ④ 船体動揺軽減
- ⑤ 男女共同利用

(2) 航行性能

- ① 安全性
- ② 操作性
- ③ 速力
- ④ 耐航性能
- ⑤ 法令対応

(3) 環境に配慮した設計及び提案

- ① 環境配備

(4) 省エネルギー、その他経費節減

- ① 燃費性能
- ② 実海域性能
- ③ 総トン数の抑制
- ④ その他経費節減

(5) 災害支援能力

- ① 災害支援設備（給電・給水関連・災害支援物資輸送等）
- ② 感染症対策

(6) ワーク・ライフ・バランス等の推進

- ① ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定の有無

(7) 船舶設計実績

- ① 300トン以上の練習船・研究船・探査船設計実績
- ② 実務能力

6 企画提案書の審査結果方法等

- (1) 技術提案者が、記2に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記4(1)①の提出期限の日を基準日として行う。

- (2) 記2に掲げる資格を満たしている企画提案書の中から、記5に掲げる評価基準を別紙審査要領に基づき審査し、合格者が2者以上ある場合は得点により順位を付するものとする。
- (3) 審査に合格した者の提出した企画提案書等の内容を踏まえて仕様書及び予定価格書を作成し、契約交渉を行う。なお、契約交渉は得点の高いものから順番に行う。  
ただし、2者以上の合計点が同じである場合は委員全員の合議によって決定することとする。
- (4) 審査結果は、令和3年3月9日（火）までに書面により通知する。

## 7 企画提案書等の確認等

- (1) 企画提案書等を提出する際、申請書は、別記様式1により作成すること。
  - ① 企画提案書（別記様式2）  
上記5（1）から（5）に掲げる評価基準について、別添業務概要書、練習船の基本構想等を考慮した、具体的・効果的な提案を行い企画提案書を提出すること。  
（各項目2ページ以内とすること。）
  - ② ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式3）  
上記5（6）①に掲げる認定の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。
  - ③ 300トン以上の練習船・研究船・探査船設計実績（別記様式4）  
上記5（7）①に掲げる設計実績を記載し提出すること。
  - ④ 会社の保有技術者一覧（別記様式5）  
上記5（7）②に掲げる実務能力について、高専の練習船を設計するに足りる専門的知識をもった人材を記載し提出すること。
  - ⑤ 誓約書の提出について（別記様式6）  
上記2（9）について、契約の相手方となった場合、契約締結前に誓約書（別添1）の提出を求めるため、別記様式6にその可否について記載すること。原則、契約を締結する際には、誓約書の提出を求めるが、提出することができない場合は、その理由を具体的に明記すること。理由によっては競争参加資格を認める。なお、本誓約書の有効期限を平成30・31・32年度とすることから、平成30年度以降に本発注者と契約を締結した実績があり、既に誓約書を提出済みの場合は、この様式に代わり、その写しを添付すること。
- (2) 参加資格確認資料のヒアリング  
参加資格確認資料のヒアリングは行わない。

8 契約書の作成の要否等      要      別紙「設計業務委託契約書（案）」により契約書を作成するものとする。

9 契約保証金は免除とする。

1 0 支払条件 業務委託料は、受注者からの適法な請求に基づき 1 回に支払うものとする。

1 1 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 技術提案書を選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和3年3月18日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで。

② 提出場所 記3に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着。）すること。なお、電送によるものは受付けない。

(3) (1) の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限 (2) ①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。

② 回答方法 質問回答書を郵送する。

(4) (3) の質問回答書による説明に不服がある者は、契約担当役に対して再苦情の申立てを行うことができる。

1 2 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和3年2月25日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで。

② 提出場所 記3に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着。）すること。なお、電送によるものは受付けない。

(3) (1) の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限 令和3年3月1日（月）

② 回答方法 閲覧に供する。

(4) (3) ②の質問回答書の閲覧期間及び場所

① 閲覧期間 (3) ①の回答の日から令和3年3月3日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで。

② 閲覧場所 記3及び大島商船高専ホームページで閲覧に供する。

1 3 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、技術提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の無効等

① 同一の者が単体又は設計共同体の構成員として複数の企画提案書を提出した場合若し

くは企画提案者が他の企画提案者の協力設計事務所になっている場合は、企画提案書は全て無効とする。

② 虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とし、企画提案書の選定についてはこれを取り消す。

③ 企画提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。

ア 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ

(6) 企画提案書等は、返却しない。ただし、選定した技術提案者の企画提案書等以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を企画提案書等に記載すること。

(7) 企画提案書等は、本手続以外に企画提案者に無断で使用しない。ただし、企画提案書等は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、企画提案者と協議の上、公表することがある。

(8) 企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(9) 企画提案書等の提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

(10) 企画提案書等の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。

(11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、契約の締結を行うこと。

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当機構に提供する情報

ア 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

別記様式1

(用紙A4)

企 画 提 案 申 請 書

令和●年●月●日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
大島商船高等専門学校  
契約担当役 事務部長 阿部祐一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

①

令和3年2月17日付けで公示のありました大島商船高専練習船大島丸代船建造基本設計業務について関心がありますので、企画提案書を添えて申請書を提出します。



(1) 提案船舶の教育・研究性能に関する提案

注 以下の注意書きは提出時には削除すること。

- (1) 文字のサイズについては、原則として日本工業規格に基づく10.0ポイントとすること。
- (2) 企画提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れない。

## ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）		有 ・ 無
・一般事業主行動計画策定済 （常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）		有 ・ 無
・次世代育成支援対策推進法に基づく認定	（くるみん認定企業）	有 ・ 無
	（プラチナくるみん認定企業）	有 ・ 無
・青少年の雇用促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）		有 ・ 無

注 認定を有することが確認できる認定証等の写しを添付すること。





別記様式 6

誓約書の提出について

会社名： \_\_\_\_\_

公募要領説明書 記4 (1) ④クに定める誓約書の提出については下記のとおりです。

誓約書の提出	可 ・ 不可
--------	--------

○不可の場合の理由

注1) 原則、誓約書の提出が必要だが、提出不可の場合、その理由によっては競争参加資格を認める。

注2) 平成30年度以降に本発注者と契約を締結した実績があり、既に誓約書を提出済みの場合は、この様式に代わり、その写しを添付すること。

誓 約 書

当社（当法人）（以下「当社」という。）は、貴高専（本部）との取引にあたり、以下のとおり誓約します。

1. 「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則」、「独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則」、及び「独立行政法人国立高等専門学校機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」を遵守するとともに、貴高専（本部）より交付（ホームページ経由を含む）された「国立高等専門学校機構との取引にあたってのお願い」を理解し、不正（不適切な行為を含む）には関与しません。
2. 当社に、不適切な行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
3. 貴高専（本部）関係教職員等から不適切な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報します。
4. 貴高専（本部）における監査・調査等において、取引帳簿の閲覧や提出等の要請があった場合は、速やかに協力します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構 理事長 殿

(所在地)

(社名または法人名)

(代表者職・氏名)

印

※ 複数学校（機構本部を含む）との取引を行う予定がある場合はチェックしてください

注1) 本様式については、契約の相手方となった場合、契約締結前にご提出願います。

注2) 本様式を提出するにあたり、上記1.～4.の内容について不都合がある場合、発注者と協議の上、記述内容を修正(若干の修正)し提出することも可能です。また、本様式自体が提出できない場合、その理由を明確にした理由書をもって本様式に代えることも可能です。

## 「誓約書」作成上の注意点

国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、機構規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

誓約書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、同意の上、提出願います。

### 記

#### 1. 法令等の遵守

- 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本機構教職員との癒着などが生じることがないようにして下さい。
- 2) 取引にあたり、調達の仕様を十分ご理解の上、納品等を行って下さい。なお、納品等の際、本機構教職員の検査を必ず受け、検査が不合格であった場合には、速やかに交換等をして下さい。
- 3) 次の行為は、不適切な行為としますのでご注意ください。  
預け金（本機構教職員等からの預け金の依額の承諾）  
取引事実と異なる書類の提出
- 4) 発注は、原則として本機構契約担当部署の事務職員が行うこととなっています（教員発注等は認めておりません）。  
なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていませんので、ご留意願います。

#### 2. 取引先選定の公平性

本機構では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引業者様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知おき下さい。

#### 3. パートナーシップ

本機構教職員から調達に際して不適切な行為の要請があった場合には、当該要請には絶対応じないようにして下さい。また、そのような場合には、機構の通報窓口にご連絡下さい。

#### 4. 誓約書の提出時期及び有効期間

誓約書は、原則として、平成27年4月1日以降に本機構と最初に行う取引まで（原則として契約締結前までとし、契約を締結しない取引の場合は受注の意向確認後速やかに）にご提出ください。また、複数年度契約等により、平成27年度以降も引続き取引を行う場合には、本機構から誓約書の提出要請を受けた後、速やかにご提出ください。

誓約書の有効期間は、平成30・令和1・2年度（平成30年4月1日～令和3年3月31日）といたします。令和3年度以降、本機構と取引を行う場合は、あらためて誓約書（有効期間に当該取引年度を含むもの）をご提出いただきます。

#### 5. 誓約書提出の除外

誓約書は、取引件数及び取引金額に関係なく、原則として本機構と取引を行う全ての業者様からご提出いただくこととしますが、以下の業種等につきましては提出不要とします。

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、その他公益性の高い法人
- ・ 外国企業等（外国で契約するとき）
- ・ 電気・ガス・水道・郵便事業者等
- ・ 弁護士・特許・税理士等報酬・料金が源泉徴収の対象となる業種
- ・ 商取引の相手方ではない個人

#### 6. その他

- 1) 代表者名による作成が困難な場合は、支店責任者名等で作成いただいて差し支えありません。なお、本機構内で複数の学校と取引がある場合は、その旨を提出先の担当者にお伝え願います。
- 2) 既に本社から本校（本部）に対して、ガイドライン改正趣旨を踏まえた、新たな「誓約書」を提出していることを理由として、当該誓約書提出の省略を希望する場合は、その旨を申し出て下さい。
- 3) 日付けについては、「実際の作成日」「発送日」「社内決裁日」等、作成者側のご事情に応じた日付けを記入頂いて差し支えありませんが、空欄とはしないで下さい。
- 4) 誓約書記入時点において、本校（本部）との不適切な取引が疑われる事案がある（もしくは過去にあった）場合は、誓約書をご提出いただく前に、提出先までご連絡下さい。
- 5) 記載内容に変更が生じた場合は、その都度再提出願います。

## 【 審 査 要 領 】

業務名 大島商船高専練習船大島丸代船建造基本設計業務

令和3年2月



## 企画提案書等の審査基準、評価方法等について

### 業務名 大島商船高専練習船大島丸代船建造基本設計設計業務

本業務に係る企画提案書等を評価するに当たっては、この評価方法により行うものとする。

#### 1 総則

- (1) 審査については、下記2審査項目及び配点のとおりとし、審査項目に記載されていないものについては評価の対象とはしないものとする。
- (2) 評価点の計算は各評価点の合計とする。
- (3) 100点を満点とし、合計60点未満の場合は失格とする。

#### 2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は以下のとおりとする。

1. 提案船舶の教育・研究性能	25点
2. 航行性能	25点
3. 環境に配慮した設計及び提案	5点
4. 省エネルギー、その他経費節減	20点
5. 災害支援等能力	10点
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進	3点
7. 船舶設計実績	12点
合計	100点

#### 3 審査項目の評価基準及び得点配分

審査項目の評価基準及び得点配分は別表1のとおりとする。

別表 1

## 審査項目の評価基準及び得点配分

審査項目		評価基準	配点		満点
1. 提案船舶の教育・研究性能	①居住環境	練習船として適した居住環境か	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	②実習・調査研究環境	教育研究実施環境は適しているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	③実習・調査研究効率	教育研究は効率的に実施できるか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	④船体動揺軽減	船体動揺軽減は十分か	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
⑤男女共同利用	男女共同利用に配慮した船内環境か	特に優れている	5	5	
		優れている	4		
		標準的である	3		
		やや劣っている	2		
		劣っている	1		
			小計	25	
審査項目		評価基準	配点		満点
2. 航行性能	①安全性	安全性は確保されているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	②操作性	航行、離接岸、実習及び調査研究を行うに十分な操作性を有しているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	③速力	十分な速力を有しているか(約12.5ノットシーマージン有り)	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	④耐航性能	波浪中での船体の動揺を極力抑えられる船型になっているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
⑤法令対応	各種法令対応は適正か	特に優れている	5	5	
		優れている	4		
		標準的である	3		
		やや劣っている	2		
		劣っている	1		
			小計	25	
審査項目		評価基準	配点		満点
3. 環境に配慮した設計及び提案	①環境配備	温室効果ガスの排出削減は十分か	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
			小計	5	

審査項目及び得点配分

審査項目		評価基準	配点		満点
4. 省エネルギー、その他経費節減	①燃費性能	極力燃費が抑えられるような低抵抗・高効率の船型、推進装置になっているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	②実海域性能	実海域での推進性能の悪化を抑える工夫がなされているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	③総トン数の抑制	入渠費用等の低減のため、総トン数を抑える工夫がなされているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	④その他経費節減	その他経費(ランニングコスト、人件費等)節減の方策が採られているか	特に優れている	5	5
優れている			4		
標準的である			3		
やや劣っている			2		
劣っている			1		
				小計	20
審査項目		評価基準	配点		満点
5. 災害支援等能力	①災害支援設備(給電・給水・災害支援物資輸送等関連)	大規模災害を想定した工夫がなされているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
	②感染症対策	新型コロナウイルス等の対策について工夫がなされているか	特に優れている	5	5
			優れている	4	
			標準的である	3	
			やや劣っている	2	
			劣っている	1	
				小計	10
審査項目		評価基準	配点		満点
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進	①ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定の有無	認定を有しているか※	認定数 3	3	3
			認定数 2	2	
			認定数 1	1	
			認定数 0	0	
審査項目		評価基準	配点		満点
7. 船舶設計実績	①300トン以上の練習船・研究船・探査船設計実績	相当の実績を有しているか	実績数 15隻以上	6	6
			実績数 10隻以上14隻以下	5	
			実績数 4隻以上9隻以下	4	
			実績数 3隻	3	
			実績数 2隻	2	
			実績数 1隻	1	
	②実務能力	高専の練習船を設計するに足る専門的知識をもった人材が在しているか	技術者数 25名以上	6	6
			技術者数 20名以上24名以下	5	
			技術者数 15名以上19名以下	4	
			技術者数 10名以上14名以下	3	
			技術者数 5名以上10名以下	2	
			技術者数 4名以下	1	
					小計
				合計	100

※以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る)
- ② 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん 認定企業)
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

## 設計業務委託契約書

設計業務名 大島商船高専練習船大島丸代船建造基本設計業務 一式  
業務委託料 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円也)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

発注者独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校契約担当役事務部長阿部祐一(以下「発注者」という。)と受注者〇〇〇(以下「受注者」という。)との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第2条 成果物は、大島商船高等専門学校において引渡をするものとする。
- 第3条 業務の完了期限は、令和3年4月27日とする。
- 第4条 業務完成通知書は大島商船高等専門学校総務課に送付するものとする。
- 第5条 業務委託料は、検査後、適正な請求書を受領した日から60日以内に1回に支払うものとする。
- 第6条 業務委託料の請求書は、大島商船高等専門学校総務課に送付するものとする。
- 第7条 契約保証金は、免除する。
- 第8条 受注者は、この契約の履行において知り得た発注者の業務に関する一切の事項及びいかなる情報をも、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 第9条 受注者は、この契約履行において発注者より提出された原資料及び関係書類は、請負完了後、速やかに発注者に返却するものとする。
- 第10条 受注者は、成果物が独自の創作によるものであり、そのいかなる部分も第三者が権利を有する著作物を利用していないこと及び第三者が権利を有していないこと並びに第三者の担保の用に供されているものではないことを保証する。
- 2 成果物について、第三者から著作権その他の権利を侵害している旨の請求があったときは、受注者は受注者の責任と費用で発注者のためにこれを防御する。
- 第11条 受注者は、成果物について、以下各号のとおりであることを保証する。
- (1) 成果物が、受注者の従業員によって職務上作成された法人著作物であること。
- (2) 成果物は、受注者の従業員その他の者の個人名義で公表されることはないこと。
- (3) 受注者と受注者の従業員との間で著作権を留保する旨の特段の定めがないこと。
- 2 成果物についての著作権法第27条、第28条に定める権利を含む一切の権利は発注者に移転し、受注者は成果物の複製、翻案、変更、貸与、利用、第三者への提供等はできない。
- 3 受注者は成果物について、下記の各号の事項を同意する。
- (1) 発注者が任意に改変すること。
- (2) 発注者が任意の氏名で公表すること。
- (3) 成果物を譲渡契約、使用許諾契約により第三者に提供すること。
- 第12条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第

66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者（受注者が法人の場合であっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第13条 発注者は、受注者が前条各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

第14条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第16条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校の主たる住所を管轄区域とする山口地方裁判所岩国支部とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し、印を押すものとする。

なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

山口県大島郡周防大島町大字小松1091番地1

独立行政法人国立高等専門学校機構

大島商船高等専門学校

契約担当役 事務部長 阿部 祐一

受注者

印